

岩手沿岸南部広域環境組合行政手続条例施行規則

平成 18 年 5 月 29 日
規 則 第 2 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合行政手続条例（平成 18 年岩手沿岸南部広域環境組合条例第 16 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査基準の公表方法)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の審査基準は、当該申請の提出先とされている機関の事務所に備付け、閲覧に供する。

(標準処理期間の公表方法)

第 3 条 条例第 6 条の標準処理期間を定めたときは、別に定めるものを除き、当該申請の提出先とされている機関の事務所に備付け、閲覧に供する。

(許認可等拒否処分理由の提示)

第 4 条 条例第 8 条第 2 項の書面は、許認可等拒否処分理由説明書（様式第 1 号）によらなければならない。

(公聴会の開催等)

第 5 条 条例第 10 条の公聴会の開催等については、別に定める。

(処分基準の公表方法)

第 6 条 条例第 12 条第 1 項の処分基準を定めたときは、当該処分に係る事務所に備付け、閲覧に供する。

(不利益処分理由の提示)

第 7 条 条例第 14 条第 3 項の書面は、不利益処分理由説明書（様式第 2 号）によらなければならない。

(聴聞の通知)

第 8 条 条例第 15 条第 1 項の通知は、聴聞通知書（様式第 3 号）により行わなければならない。

2 行政庁が、条例第 15 条第 1 項の通知(同条第 3 項の通知をした場合を含む。)をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

3 行政庁は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

4 行政庁は、前項の規定に基づき聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知しなければならない。

(代理人の選任等)

第 9 条 条例第 16 条第 1 項の代理人（条例第 17 条第 2 項の参加人及び条例第 28 条の不利益処分の名あて人となるべき者の代理人を含む。以下この条において同じ。）の選任の届出及び条例第 16 条第 4 項の代理人の資格の喪失の届出は、代理人選任（資格喪失）届（様式第 4 号）により行わなければならない。

(参加人)

第 10 条 条例第 17 条第 1 項の許可の申請は、参加人許可申請書（様式第 5 号）により、聴聞の期日の 1 週間前までに行わなければならない。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った関係人に通知し

なければならない。

(文書等の閲覧)

第11条 条例第18条第1項の資料の閲覧は、資料閲覧請求書(様式第6号)により行わなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めることができる。

2 行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者等に通知するものとする。

3 行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき(条例第18条第1項後段の拒否の場合を除く。)は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、条例第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(主催者の指名の手續)

第12条 条例第19条第1項の主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

(聴聞の審理指揮)

第13条 主宰者は、聴聞の円滑な進行その他審理の秩序を維持するため、陳述の制限、退場、聴聞の中止等必要な措置を講ずることができる。

(陳述書等の記載事項)

第14条 条例第20条第2項又は条例第21条第1項の陳述書及び証拠書類等の提出は、聴聞の件名、提出する者の氏名及び住所並びに当該聴聞に係る不利益処分の原因になる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行わなければならない。

(補佐人の出頭許可申請)

第15条 条例第20条第3項の補佐人の出頭の許可の申請は、補佐人出頭許可申請書(様式第7号)により、聴聞の期日の4日前までに行わなければならない。ただし、条例第22条第2項本文(条例第25条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

3 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

(審理の公開)

第16条 行政庁は、聴聞の期日における審理を公開するときは、当事者及び参加人にその旨を通知するとともに、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。

(聴聞調書及び報告書の記載事項)

第17条 条例第24条第1項の聴聞調書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 聴聞の件名、期日及び場所

(2) 主宰者の氏名及び職名

(3) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人の氏名及び住所並びに行政庁の職員の氏名及び職名

- (4) 聴聞の期日に出頭しなかった当事者及び参加人の氏名及び住所並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- (5) 当事者及び参加人並びに行政庁の職員の陳述の要旨
- (6) 提出された証拠書類等の標目
- (7) その他参考となるべき事項

2 聴聞調書には、書面、図面、写真等主宰者が必要と認めるものを添付してその一部とすることができる。

3 条例第 24 条第 3 項の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
- (2) 前号の主張に理由があるか否かについての主宰者の意見及びその理由
(聴聞調書等の閲覧)

第 18 条 条例第 24 条第 4 項の調書及び報告書の閲覧は、聴聞調書等閲覧請求書（様式第 8 号）により行わなければならない。

2 主宰者又は行政庁は、前項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた者に通知するものとする。

(弁明書等の記載事項)

第 19 条 条例第 27 条第 1 項の弁明書及び同条第 2 項の証拠書類等の提出については、第 14 条の規定を準用する。

(弁明通知書)

第 20 条 条例第 28 条の通知は、弁明通知書（様式第 9 号）により行わなければならない。

(補則)

第 21 条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

岩手沿岸南部広域環境組合
管理者
(行政庁)

印

許認可等拒否処分理由説明書

件 名	
許認可等申請の根拠法令等	
許認可等申請の内容	
拒否処分の理由	
備 考	

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

岩手沿岸南部広域環境組合
管理者
(行政庁)

印

不利益処分理由説明書

件 名	
不利益処分の根拠法令等	
不利益処分の内容	
不利益処分の理由	
備 考	

様式第3号(第8条関係)

(表)

第 号
年 月 日

様

岩手沿岸南部広域環境組合
管理者
(行政庁)

印

聴 聞 通 知 書

不利益処分に係る聴聞を次のとおり行いますので、通知します。

聴 聞 の 件 名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令等の条項	
不利益処分の原因となる事実	
聴 聞 の 期 日	年 月 日 時 分から
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する 事務を 所掌する 組織	名 称
	所 在 地 電話番号

備考 聴聞に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは、聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めすることができます。
- 3 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ、意見を述べさせ、及び証拠書類等を提出することができますので、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に係る代理権の範囲を記載した代理人選任届を行政庁に提出してください。
- 4 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の住所、氏名、職業等を記載した補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 5 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- 6 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

聴聞の主宰者	職 名 氏 名 連 絡 先 電 話 番 号
聴聞の公開の有無	

様

住所

氏名

印

(法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名)

(参加人・弁明)代理人選任(資格喪失)届

年 月 日付けで通知のあった、(件名)について、年 月 日に代理人を選任(代理人の資格が喪失)したので、次のとおり届け出ます。

聴 聞 の件名 弁 明				
代理人の氏名	住所	職業	生年月日	選任承認印
			年 月 日生	
			年 月 日生	
			年 月 日生	
代理権の範囲				

注 代理人資格喪失届の場合は、件名欄、氏名欄及び住所欄のみ記載すること。

主宰者 様

住所

氏名

印

(法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名)

参加人許可申請書

年 月 に行われる聴聞に関する手続に参加したいので、申請します。

聴聞の件名	
参加を申請する理由	
連絡先	電話番号

注 参加を申請する理由欄には、聴聞に係る不利益処分について利害関係を有することの説明を簡潔に記載してください。

様式第6号(第11条関係)

第 号
年 月 日

岩手沿岸南部広域環境組合
管理者 様
(行政庁)

住所

氏名

印

(法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名)

資料閲覧請求書

年 月 日に行われる聴聞に関し、次の資料の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
資料の標目	
閲覧を希望する日時	年 月 日 時 分

様
(行政庁)

住所
氏名 印
(法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名)

聴聞調書等閲覧請求書
年 月 日に行われた聴聞に関し、聴聞調書等の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧をしようとする聴聞調書等の標目	
閲覧を希望する日時	年 月 日 時 分

様式第9号(第20条関係)

(表)

第 号
年 月 日

様

岩手沿岸南部広域環境組合
管理者
(行政庁)

印

弁 明 通 知 書

不利益処分に係る(口頭による)弁明の機会の付与を次のとおり行いますので、通知します。

弁 明 の 件 名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令等の条項	
不利益処分の原因 となる事実	
弁明書の提出期限 (口頭による弁明の機会の付 与を行う日時)	(年 月 日) (年 月 日) 時 分から
弁明書の提出先 (口頭による弁明の機会の付 与を行う場所)	

備考 弁明の機会の付与に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に係る代理権の範囲を記載した代理人選任届を行政庁に提出してください。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、弁明の日時の変更を申し出ることができます。